

最終回 在外子会社等に対する持分への投資のヘッジ

そのう ひろゆき
公認会計士 園生 裕之

1. はじめに

最終回は、在外子会社等に対する持分への投資のヘッジに関する論点を取り上げる。文中の意見にわたる部分は、筆者の私見であり、有限責任監査法人トーマツの見解ではないことをあらかじめお断りしておく。

本稿では、会計基準等を以下のように略称する。

金融商品会計基準：

企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(平成11年1月22日 企業会計審議会 最終改正 平成20年3月10日 企業会計基準委員会)

金融商品実務指針：

会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 最終改正 平成27年4月14日 日本公認会計士協会)

外貨基準改訂意見書：

「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」(平成11年10月22日 企業会計審議会)

外貨基準：

「外貨建取引等会計処理基準」(昭和54年6月26日 最終改正 平成11年10月22日 企業会計審議会)

外貨基準注解：

「外貨建取引等会計処理基準注解」(昭和54年6月26日 最終改正 平成11年10月22日 企業会計審議会)

外貨実務指針：

会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」(平成8年9月3日 最終改正 平成26年11月4日 日本公認会計士協会)

連結会計基準：

企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」(平成20年12月26日 最終改正 平成25年9月13日(平成26年11月18日) 企業会計基準委員会)

持分法会計基準：

企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」(平成20年3月10日 改正 平成20年12月26日(平成27年3月26日) 企業会計基準委員会)

持分法実務指針：

会計制度委員会報告第9号「持分法会計に関する実務指針」(平成10年7月6日 最終改正 平成26年11月28日 日本公認会計士協会)

結合分離等適用指針：

企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(平成17年12月27日 最終改正 平成25年9月13日(平成26年11月18日) 企業会計基準委員会)

純資産適用指針：

企業会計基準適用指針第8号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(平成17年12月9日 最終改正 平成25年9月13日(平成26年11月18日) 企業会計基準委員会)

連結税効果実務指針：

会計制度委員会報告第6号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」(平成10年5月12日 最終改正 平成26年2月24日 日本公認会計士協会)

監査委員会報告第66号：

監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」(平成11年11月9日 日本公認会計士協会)

2. 将来の外貨建子会社・関連会社株式の取得のための為替変動によるキャッシュ・フローを固定するヘッジ

(1) 概要

外貨建子会社・関連会社株式を取得する場合^{*1}、通常、支払うべき対価は外貨となるため、そのキャッシュ・フローを円建てで固定するために、ヘッジ取引として為替予約を行うことがある。当該ヘッジ取引がヘッジ会計の要件を満たす場合には、ヘッジ会計を適用することができる。これは、外貨による予定取引の為替リスクのヘッジであり、会計処理は、繰延ヘッジとなる(金融商品実務指針第169項)。振当処理は認められない(外貨実務指針第5項)。

なお、ヘッジ手段である為替予約は、同時に、外

*1 株式取得により当該株式発行企業を子会社又は関連会社とする場合を含む。

貨の調達手段でもある。金融商品実務指針第165項において、取引実行時まで保有する外貨建金銭債権又は外貨建有価証券についてもヘッジ手段としてヘッジ会計を適用することが認められている。そのため、株式取得のための外貨資金調達後の短期的な資金運用手段をヘッジ手段として指定することも想定される。

(2) ヘッジ対象となり得る予定取引であるか否かの判断

ヘッジ会計の要件を満たす前提として、外貨建子会社・関連会社株式を取得する予定取引が、金融商品会計基準（注12）の定義に当てはまるものであることが必要である。金融商品会計基準（注12）に定義する予定取引には、次の二つがある。

- 未履行の確定契約に係る取引
- 契約は成立していないが、取引予定時期、取引予定物件、取引予定量、取引予定価格等の主要な取引条件が合理的に予測可能であり、かつ、それが実行される可能性が極めて高い取引

子会社・関連会社株式については、ほとんどの場合、市場で容易に取得できないものであることから、外貨建子会社・関連会社株式を取得する予定取引がヘッジ対象となり得るのは、株式取得に係る契約が確定しているか、株式公開買付による取得を予定している場合で、大株主との間で株式応募契約を締結しているなど、株式公開買付が成立して予定している株式数を取得する可能性が極めて高い場合に限り得ると考えられる。

ヘッジ対象となり得る予定取引であるか否かの判断について、金融商品実務指針第162項では、以下の項目を例示列挙し、総合的に吟味する必要があるとしている*2。

- ① 過去に同様の取引が行われた頻度
- ② 企業が当該予定取引を行う能力を有しているか。
- ③ 当該予定取引を行わないことが企業に不利益をもたらすか。
- ④ 当該予定取引と同等の効果・成果をもたらす他の取引がないか。
- ⑤ 当該予定取引発生までの期間が妥当か。
- ⑥ 予定取引数量が妥当か。

①については、過去において子会社・関連会社株式を取得する取引をいかに多く行っているとしても、個々の取引毎に状況が異なるため、当該取引と

同様の取引は過去において一度も行われていないものとして評価すべきであろう。逆に④については、同等の効果・成果をもたらす他の取引はないと評価されることが多いであろう。

②については、「企業が、法的、制度的及び資金的に当該取引を実行する能力を有しない場合には、ヘッジ対象になり得ないものとする。」とされている。所在国の外資規制や規制当局の承認などの制約要因を十分に検討しなければならない。実行可能性の要件は、「高い」ではなく、「極めて高い」であることに留意が必要である。

⑥については、特に確定契約でない場合、最初から目標とする取得株式数を取得する可能性が極めて高いとはいえず、取得する可能性が極めて高いといえる株式数についてのみヘッジ対象となり得ると判断されることもある。

(3) 株式取得を条件とする為替予約

上に述べたとおり、在外子会社・関連会社株式の取得には、株式公開買付の成立や、現地規制当局の承認等の制約要因が存在することが多い。そのため、当該株式を取得したときに限り効力を生ずる為替予約をヘッジ手段として用いることが考えられる。しかし、ヘッジ対象となる予定取引の発生を条件として効力が発生する為替予約を行うことは、当該予定取引は実行される可能性が極めて高い取引ではない、すなわち、ヘッジ会計におけるヘッジ対象になり得ないことを示すものとも考えられることに留意が必要である*3。

(4) 株式取得時以降の会計処理

ヘッジ対象とされる予定取引は、株式という資産の購入であるため、繰延ヘッジ損益は、株式の取得時に当該株式の取得価額に加減し、当該株式の取得価額が費用計上される期の純損益に反映させることになる（金融商品実務指針第170項）。当該株式の取得価額は、売却時に売却原価として、減損処理時に評価損として費用計上される。

減損処理の要否を検討するにあたり、外貨建株式の時価（市場価格に基づく価額）*4が著しく下落したかどうか、又は、実質価額が著しく低下したかどうかは、それぞれ、外貨建ての時価又は実質価額と外貨建ての取得原価とを比較して判断することになる（外貨実務指針第18項及び第19項）。ここで、外貨建ての取得原価に、繰延ヘッジ損益を加味する

*2 「未履行の確定契約に係る取引」についても、当該契約を解除する場合の対価が全く不要か又は軽微である場合は、同様の検討を行い、ヘッジ対象になり得るか否かを判断することになる（金融商品実務指針第162項なお書き）。

*3 株式を取得できないリスクをヘッジするものでもあるが、当該リスクに起因する損失は、相場変動によるものではないため、ヘッジ会計の対象にならない（金融商品会計基準第30項参照）。

*4 市場で売買されない株式については、たとえ何らかの方式により価額の算定が可能であるとしても、当該価額は時価（合理的に算定された価額）として扱われない（金融商品実務指針第63項ただし書き参照）。

かどうかが問題となるが、外貨実務指針の趣旨は、外貨建株式の本質的な価値は外貨建ての時価又は実質価額であるという考え方から、取得原価の修正を伴う減損処理の要否の判断においては、為替相場の影響を排除するというにあると考えられる（外貨実務指針第61項参照）。したがって、外貨建ての取得原価には、繰延ヘッジ損益を加味すべきではないと考えられる。なお、減損処理を行う場合、当該外貨建株式の時価又は実質価額は、外国通貨による時価又は実質価額を決算時の為替相場により円換算した額によることになる（外貨基準一2（1）③二）。したがって、取得原価に加減された繰延ヘッジ損益は、すべて当該期の評価損に含まれることになる。

（5）連結財務諸表における取扱い

連結貸借対照表には、子会社の個別貸借対照表における資産及び負債が計上される。子会社の資産及び負債は、すべて支配獲得日の時価により評価される（連結会計基準第20項）。子会社の資産及び負債の時価による評価額と当該資産及び負債の個別貸借対照表上の金額との差額（以下「支配獲得時評価差額」という。）は、子会社の資本とされる（連結会計基準第21項）。親会社の子会社に対する投資とこれに対応する子会社の資本（子会社の個別貸借対照表上の純資産の部における株主資本及び評価・換算差額等と支配獲得時評価差額）は、相殺消去される（連結会計基準第23項）。その結果、個別財務諸表における在外子会社株式の取得は、連結財務諸表では、子会社の事業を構成する資産及び負債を時価により取得する取引として反映される。

外貨建子会社株式には、取得時の為替相場による円換算額を付する（外貨基準一2（1）③八）。親会社による株式の取得時における在外子会社の外国通貨で表示されている資本（連結会計基準第21項に基づく処理実施後）に属する項目は、連結財務諸表の作成にあたり、株式取得時の為替相場による円換算額を付する（外貨基準三2）。

親会社の子会社に対する投資とこれに対応する子会社の資本との相殺消去にあたり、差額が生じる場合には、当該差額をのれん又は負ののれんとすることとなる（連結会計基準第24項）。

以上を踏まえ、個別財務諸表における将来の外貨建子会社株式の取得のための為替変動によるキャッシュ・フローを固定するヘッジに係る繰延ヘッジ損益の連結財務諸表における取扱いについて、以下の三つを検討する（②及び③については設例を参照）。

① ヘッジ関係がなかったものとみなして当期の純

損益として処理する。

② 支配獲得日にのれん又は負ののれんとなる。

③ 支配獲得日以後の子会社財務諸表項目の換算において為替換算調整勘定に含まれる。

①の論拠は、連結財務諸表上のヘッジ対象は子会社の事業であるが、ヘッジ対象の識別は、資産又は負債等について取引単位で行うことが原則であり（金融商品実務指針第151項）、リスクの共通する資産又は負債等をグルーピングした上で、ヘッジ対象を識別する方法（包括ヘッジ）によるとしても、純額ポジションになってしまうため、ヘッジ会計の対象にはならないと考えられることにある。

①の取扱いの欠点は、個別財務諸表に反映したヘッジの効果が連結財務諸表には反映されないということである。財務諸表で認識される項目が株式であるか否かに関わらず、ヘッジ対象は外国において行われている事業の取得に係る為替相場変動によるキャッシュ・フロー変動リスクであり、ヘッジ手段は当該事業を売却したときに確定する損失の可能性を減殺するものであることには変わりはない*5。

②の論拠は、親会社の子会社に対する投資は、外貨建取得価額の取得時の為替相場による円換算額に繰延ヘッジ損益を加減した額であり、連結会計基準及び外貨基準の手順に従えば、繰延ヘッジ損益の額は、親会社の子会社に対する投資に対応する在外子会社の資本の株式取得時の為替相場による円換算額との相殺消去差額に含まれるということにある。のれん又は負ののれんは、当初の計算上は繰延ヘッジ損益相当額を含む円建てで把握され、のれんとなる場合は、株式取得時の為替相場で割り戻した額を、当初の外貨建帳簿価額とし、当該外貨建帳簿価額に基づき償却を行っていくことになると考えられる。

②の取扱いの欠点は、ヘッジ会計の趣旨を反映しない結果となることである。ヘッジ対象は、のれん又は負ののれんではないにも関わらず、ヘッジ手段に係る損益は、のれん又は負ののれんに係る損益と同一の期間に認識されることになる。

③の論拠は、次のとおりである。連結会計基準上、のれんについては、子会社の資本とすることとされていないが、在外子会社株式の取得等により生じたのれんは、在外子会社の財務諸表項目が外国通貨で表示されている場合には、当該外国通貨で把握し、決算日の為替相場により換算することとなる（結合分離等適用指針第77-2項）ため、子会社の個別貸借対照表上の金額（ゼロ）との差額は支配獲得時評価差額として在外子会社の資本とすべきものであると考えられる。その場合、通常、親会社の在外子会

*5 一方で、当初取得時のキャッシュ・フロー変動を減殺する効果はあるものの、当初から売却することを想定してはいない事業の取得において、ヘッジ手段に係る損益又は評価差額を繰り延べて取得原価に加減する処理が、ヘッジ対象及びヘッジ手段に係る損益を同一の会計期間に認識するというヘッジ会計の目的に適合していないと考えれば、個別財務諸表においてもヘッジ会計を適用しないことで連結財務諸表と首尾一貫した会計処理が行われることになる（会計基準上、企業がヘッジ会計を行わないと決定するにあたり、ヘッジ会計を適用できるか否かを検討することは要求されない）。

社に対する投資とこれに対応する在外子会社の資本は、円換算額においても一致する。個別財務諸表において、外貨建子会社株式取得のための為替変動によるキャッシュ・フローを固定するヘッジに係る繰延ヘッジ損益を子会社株式の取得価額（円建て）に加減した場合には、連結財務諸表作成にあたって株式取得時の為替相場をヘッジ取引の効果を反映した為替相場として外貨基準を適用すれば、在外子会社の資本に属する項目には、ヘッジ取引の効果を反映した為替相場による円換算額が付されることになるため、同様の結果となる。その一方で、のれんを含む在外子会社の資産及び負債については、決算時の為替相場による円換算額が付されることにより、結果的に繰延ヘッジ損益の額は、在外子会社の財務諸表項目の換算によって生じた換算差額となり、為替換算調整勘定に含まれることになる。

③の取扱いでは、支配獲得日に為替換算調整勘定が発生してしまうことになるが、投資に係る為替相場変動は、ヘッジ取引の効果を反映した為替相場を基準として発生するため、ヘッジ会計の趣旨を反映した結果となる。ただし、連結会計基準上、のれん（又は負のれん）は、親会社の子会社に対する投資とこれに対応する子会社の資本との相殺消去にあたり算定されるものであり、子会社の資本とはされていないことから、会計基準の記載どおりの処理ではないという欠点がある*6。

いずれの取扱いも一長一短あり、現行会計基準において明らかにされていないことから、会計方針として定め、每期継続して適用することが適切と考えられる。

上記は支配獲得を想定して述べたが、子会社株式を追加取得した場合には、追加取得した株式に対応する持分を非支配株主持分から減額し、追加取得により増加した親会社の持分（以下「追加取得持分」という。）を追加投資額と相殺消去するとともに、追加取得持分と追加投資額との間に生じた差額は、資本剰余金とすることになる（連結会計基準第28項）。この場合も、繰延ヘッジ損益相当額は、株式取得時の為替相場をヘッジ取引の効果を反映した為替相場とするか否かにより、資本剰余金となるか、為替換算調整勘定となるかが異なることになる*7。

持分法の適用に際しては、被投資会社の財務諸表の適正な修正や資産及び負債の評価に伴う税効果会計の適用等、原則として、連結子会社の場合と同様の処理を行う（持分法会計基準第8項）。連結財務諸表における連結対象科目が全科目か一科目かという違いはあるが、その親会社株主に帰属する当期純利益及び純資産に与える影響は、一部*8を除き、同一である（持分法実務指針第2項）ため、連結と首尾一貫した会計方針を採用することが適切と考えられる。

*6 ただし、外貨実務指針設例11及び12では、「のれんを連結修正仕訳で計上する方法」とともに、「のれんをS社修正仕訳で計上する方法」として、外貨で把握されたのれんを子会社の資産として計上し、発生時の相手勘定を便宜的に「のれん評価勘定」として子会社の資本に計上する処理が示されている。

*7 子会社株式の追加取得においては純損益のみならずその他の包括利益も生じないという考え方からは、繰延ヘッジ損益相当額を為替換算調整勘定に含めることは適切ではないが、株式取得時の為替相場をヘッジ取引の効果を反映した為替相場とする場合、当該為替換算調整勘定の変動は、子会社株式の追加取得によって認識されたのではなく、投資に係る為替相場変動として認識されたものとする。

*8 ①部分時価評価法の適用、②段階取得の場合の投資日ごとの原価とこれに対応する被投資会社の資本との差額の処理、③取得関連費用の処理及び④追加取得や一部売却等の場合の追加取得持分と追加取得額との差額又は売却（減少）持分と売却価額（払込額）との差額の処理である（持分法実務指針第2-2項）。

設例

前提条件

- ア. P社は米国のS社の発行済議決権株式100%をX1年3月31日（連結決算日）に100百万ドルで取得し、S社を連結子会社とした。
- イ. S社のX1年3月31日現在の識別可能資産の時価は120百万ドル、識別可能負債の時価は50百万ドルである。
- ウ. X1年3月31日の為替相場は1ドル=125円である。
- エ. P社はS社株式を取得する予定取引をヘッジ対象とし、為替予約をヘッジ手段とするヘッジ取引にヘッジ会計を適用している。
- オ. 為替予約締結日の為替相場は1ドル=120円である。
- カ. 為替予約の内容は、X1年3月31日に100百万ドルを1米ドル=120円で買うものである。
- キ. 便宜上、円とドルとの間にプレミアム・ディスカウントはないものとする。

	外貨額 (百万ドル)	円貨額*1 (百万円)
(P社)		
S社株式取得価額	100	12,500
(S社)		
識別可能資産の時価	120	15,000
識別可能負債の時価	50	6,250
資産負債時価評価後の資本	70	8,750

*1 X1年3月31日の為替相場による。

P社個別財務諸表上の会計処理（単位：百万円）

(借) 子会社株式	12,500	(貸) 現金預金	12,500
現金預金	500	為替予約	500
繰延ヘッジ損益	500	子会社株式	500

$$100\text{百万ドル} \times (125\text{円} / \text{ドル} - 120\text{円} / \text{ドル}) = 500\text{百万円}$$

結果的に子会社株式の円建取得原価は、12,000百万円（=100百万ドル×120円／ドル）となる。

②の場合

連結修正仕訳（単位：百万円）

(借) 資本	8,750	(貸) 子会社株式	12,000
のれん	3,250		

外国通貨により把握されるのれんの額

$$3,250\text{百万円} \div 125\text{円} / \text{ドル} = 26\text{百万ドル}$$

③の場合

S社個別財務諸表の修正仕訳（単位：百万ドル）

(借) のれん	30	(貸) 資本	30
---------	----	--------	----

$$100\text{百万ドル} - 70\text{百万ドル} = 30\text{百万ドル}$$

S社個別財務諸表の換算

項目	外貨額 (百万ドル)	為替相場 (円／ドル)	円貨額 (百万円)	項目	外貨額 (百万ドル)	為替相場 (円／ドル)	円貨額 (百万円)
識別可能資産	120	125	15,000	識別可能負債	50	125	6,250
のれん	30	125	3,750	資本	100	120	12,000
				為替換算調整勘定			500
資産合計	150		18,750	負債・純資産合計	150		18,750

連結修正仕訳（単位：百万円）

(借) 資本	12,000	(貸) 子会社株式	12,000
--------	--------	-----------	--------

3. 在外子会社等に対する持分への投資の為替リスクのヘッジ

(1) 概要

金融商品実務指針第168項では、「在外子会社等に対する持分への投資をヘッジ対象とする為替リスクのヘッジ手段に係る損益又は評価差額については、個別財務諸表上繰延ヘッジ損益として繰り延べる」とされている。外貨基準注解（注13）では、「子会社に対する持分への投資をヘッジ対象としたヘッジ手段から生じた為替換算差額については、為替換算調整勘定に含めて処理する方法を採用することができる」とされている。

外貨実務指針第35項では、「ヘッジ対象とヘッジ手段が同一通貨の場合には、金融商品会計実務指針の有効性に関するテストは省略できる。ただし、ヘッジ手段から発生する換算差額がヘッジ対象となる子会社に対する持分から発生する為替換算調整勘定を上回った場合には、その超える額を当期の損益として処理する。」とされている。

外貨実務指針第35項なお書きでは、「持分法適用会社に対する持分への投資についてヘッジ取引を行っている場合にも同様の経済的効果が認められるため、在外子会社の場合と同様に扱う。」とされている。

ヘッジ手段としては、外貨建金銭債務についてもヘッジ会計の適用が認められている（金融商品実務指針第165項）。

(2) ヘッジ対象リスク

為替予約をヘッジ手段とする場合、ヘッジの有効性の評価方法を明確化するに当たって、プレミアム・ディスカウントの変動を含めて評価するか否かをヘッジ取引の特性に応じてあらかじめ決めなければならない（金融商品実務指針第157項参照）。プレミアム・ディスカウントは、通貨間の金利差を表すものであるため、ヘッジ対象期間が特定の決済日までである場合を除けば、ヘッジの有効性を低下させるものと考えられる。したがって、為替予約を、在外子会社等に対する持分への投資をヘッジ対象とする為替リスクのヘッジ手段とする場合には、ヘッジ対象リスクを直物為替相場変動リスクとして指定し、ヘッジの有効性評価において、プレミアム・ディスカウントの変動を除くことが適切と考えられる。

ヘッジの有効性評価において、プレミアム・ディスカウントの変動を除く場合においても、プレミアム・ディスカウントの変動を含むヘッジ手段の時価変動の全体を繰延処理の対象とする方法を採用することができる（金融商品実務指針第171項）。しかし、プレミアム・ディスカウントの変動は、ヘッジ対象の為替相場変動による損失の可能性を減殺するものではなく、かつ、明確に区分できるため、明ら

かに僅少である場合を除き、直ちに当期の純損益として処理する方法を採用することが適切と考えられる（金融商品実務指針第339項参照）。

なお、外貨基準注解（注13）に基づいて為替換算調整勘定に含めて処理することができるのは、ヘッジ手段から生じた為替換算差額であり、為替予約をヘッジ手段とする場合にプレミアム・ディスカウントの変動を為替換算調整勘定に含めて処理することはできないと考えられる。

(3) ヘッジ対象金額

個別財務諸表上のヘッジ対象金額は、外貨建子会社・関連会社株式の外貨建取得原価の範囲内とすることが原則と考えられる。なぜなら、外貨実務指針第35項におけるヘッジ手段から発生する換算差額がヘッジ対象となる子会社に対する持分から発生する為替換算調整勘定を上回った場合とは、例えば、個別財務諸表において、子会社株式の外貨建取得原価をヘッジ対象金額として指定している場合に、連結財務諸表上の子会社に対する外貨建持分が子会社株式の外貨建取得原価を下回ったときを想定していると考えられるからである。なお、外貨実務指針第35項の処理は、連結財務諸表上の子会社に対する外貨建持分が予め指定したヘッジ対象金額を下回った場合には、連結決算上、ヘッジ対象の一部が消滅したものとし、当該部分についてヘッジ会計の終了の処理（金融商品実務指針第181項）を行うことを求めているものと考えられる。ここでいう連結財務諸表上の子会社に対する外貨建持分は、親会社の子会社に対する投資とこれに対応する子会社の資本との相殺消去において計上されるのれんを子会社の資産として認識したものとすることが適切である。

一方で、個別財務諸表において外貨建子会社・関連会社株式の減損処理の要否を判断するにあたり、外国通貨による時価又は実質価額が用いられることから、ヘッジ対象金額を当該時価又は実質価額の範囲内とすることも考えられる。ただし、当該時価又は実質価額が予め指定したヘッジ対象金額を下回った場合には、ヘッジ対象の一部が消滅したものとし、繰り延べられていたヘッジ手段に係る損益又は評価差額のうち消滅した部分に対応する額を当期の純損益として処理することになると考えられる。

なお、個別財務諸表においてヘッジ対象として指定し得る金額（上限額）の一部を指定する場合、上限額の一定割合として指定することもできれば、一定金額として指定することもできると考えられるが、予め定めて文書化することが必要と考えられる。一定金額として指定する場合には、上限額が当該一定金額を下回らない限り、ヘッジ対象の一部が消滅したものと扱ってはならない。

外貨実務指針第35項の処理は、個別財務諸表上のヘッジ対象金額が連結財務諸表上の子会社に対す

る外貨建持分以上である場合には、連結財務諸表上の子会社に対する外貨建持分の全額を、逆に連結財務諸表上の子会社に対する外貨建持分を下回る場合には、連結財務諸表上の子会社に対する外貨建持分の一定金額を、連結上のヘッジ対象金額として指定することを意味していると考えられる。後者の場合には、連結財務諸表において、個別財務諸表上のヘッジ対象金額を超える額をヘッジ指定することはできないと考えられる。

(4) 税効果会計の適用

純資産の部に計上されるヘッジ手段に係る損益又は評価差額については、税効果会計を適用しなければならない（金融商品会計基準第32項なお書き）。監査委員会報告第66号における例示区分①及び②の会社に加え、例示区分③及び④のただし書きの会社についても回収可能性があると判断できるものとされている（純資産適用指針第4項（4）なお書き）。

一方、為替換算調整勘定に対する税効果は、主に投資会社が株式を売却することによって実現するものであるため、子会社等の株式の売却の意思が明確な場合に税効果を認識し、それ以外の場合には認識しないものとされている（連結税効果実務指針第38-2項）。

外貨基準注解（注13）における「子会社に対する持分への投資をヘッジ対象としたヘッジ手段から生じた為替換算差額」は、個別財務諸表上の繰延ヘッジ損益ではなく、税効果会計を適用する前の為替換算差額と考えられる。

(5) 投資を行う前に行った外貨建借入金

ヘッジ会計とは、ヘッジ取引のうち一定の要件を満たすものについて、ヘッジの効果を会計に反映させるための特殊な会計処理であり（金融商品会計基準第29項）、ヘッジ取引とは、ヘッジ対象である資産又は負債の相場変動等による損失の可能性を減殺することを目的として、デリバティブ取引をヘッジ手段として用いる取引である（金融商品会計基準第96項）。

したがって、ヘッジ手段として指定される取引は「ヘッジ取引」、すなわち、ヘッジ目的で行われる取引でなければならないため、契約締結時にヘッジ目的で行われていない取引はヘッジ会計の適用対象にならない。金融商品会計基準第31項においても、ヘッジ取引時において、ヘッジ取引が企業のリスク管理方針に従ったものであることが、客観的に認められることを要求している。

しかし、外貨建借入金によって在外子会社等に対する持分への投資資金の調達を行い、投資後において、当該外貨建借入金を在外子会社等に対する持分への投資のヘッジ手段とすることは、財務活動として合理的と考えられる。このような場合、外貨建借

入金を、その契約締結時に、在外子会社等に対する持分への投資のための資金として特定した預金と、その後当該預金により取得する在外子会社等に対する持分への投資のヘッジ手段として指定するのであれば、当該外貨建借入金は、ヘッジ取引に該当するため、投資を行う前はヘッジ会計が適用されない（金融商品実務指針第168項参照）ものの、投資後はヘッジ会計を適用することができると考えられる。

(6) 在外子会社等の決算日が連結決算日と異なる場合

外貨実務指針第33項では、「在外子会社等の決算日が連結決算日と異なる場合、在外子会社等の貸借対照表項目の換算に適用する決算時の為替相場は、在外子会社等の決算日における為替相場とする。」とされている。この場合、個別財務諸表に認識されるヘッジ手段に係る為替相場変動と、連結財務諸表に認識される子会社に対する外貨建持分に係る為替相場変動は、期間対応しないことになる。

この点について、調整を要するか否か疑問が生じるが、調整は不要と考えられる。なぜなら、ヘッジ会計は、ヘッジ対象である資産又は負債の相場変動等による損失の可能性を減殺することを目的として、デリバティブ取引をヘッジ手段として用いるヘッジ取引について、ヘッジ対象及びヘッジ手段に係る損益を同一の会計期間に認識するものであり、ヘッジ対象及びヘッジ手段に係るその他の包括利益を同一の会計期間に認識するものではないからである。

(7) 外貨基準注解(注13)を適用しない場合

外貨基準注解（注13）は、いわゆる「できる」規定であるため、適用するか否かは、会計方針として定め、每期継続して適用すべきものである。ここで、外貨基準注解（注13）を適用しない場合の処理が疑問となるが、子会社に対する持分への投資をヘッジ対象としたヘッジ手段に係る損益又は評価差額については、ヘッジ関係がなかったものとみなして当期の純損益として処理するのではないかと考えられる。というのは、個別財務諸表上の子会社に対する投資は、これに対応する子会社の資本と相殺消去される（連結会計基準第23項）ことから、金融商品実務指針第163項が適用されると考えられるためである。外貨基準改訂意見書三 8及び金融商品実務指針第336項（3）からも、外貨基準注解（注13）は、連結財務諸表においてもヘッジ会計の適用を可能とすることを意図したものと解される。

上記の点は、持分法を適用する場合には当てはまらないという考え方もあるが、2.（5）で最後に述べたのと同様に、連結と首尾一貫した会計方針を採用することが適切と考えられる。

以上